

# 平成29年第9回 枚方市教育委員会 定例会 議案書

日程 番号	案 件 名
1	報告第6号 臨時代理事項の報告について (1) 児童の放課後対策審議会委員の委嘱について (2) 職員の定年前早期退職について
2	議案第12号 枚方市就学援助規則の一部改正について
3	議案第13号 学校教育法附則第9条等の規定による平成30年度使用教科用図書の採択について
4	議案第14号 児童の放課後対策審議会への諮問について

○開催日時 平成29年9月26日 午前10時00分から  
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室



報告第 6 号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 3 項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

平成29年 9 月 26 日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 涉

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第 7 号 児童の放課後対策審議会委員の委嘱について

臨時代理第 8 号 職員の定年前早期退職について

臨時代理第7号

児童の放課後対策審議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

平成29年9月13日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

委員の委嘱

委嘱理由

児童の放課後対策の総合的な推進に関する事項について調査審議を行うため、「児童の放課後対策審議会」を教育委員会の附属機関として設置。学校教育、地域コミュニティ、社会教育、児童福祉の各分野から選出した11人の委員を同審議会の委員として委嘱する。

委嘱委員

次ページ「児童の放課後対策審議会委員名簿」のとおり

委嘱期間

平成29年9月13日から平成31年9月12日まで

## 児童の放課後対策審議会委員名簿

※任期:平成29(2017)年9月13日～平成31(2019)年9月12日

	氏 名	所 属	分 野	摘 要
1	荒木 勇 (あらき いさむ)	枚方市留守家庭児童会室 保護者会	児童福祉 (関係団体を代表する者)	1期目
2	植田 育司 (うえだ いくじ)	枚方子どもいきいき広場 アドバイザー	社会教育	1期目
3	遠藤 和佳子 (えんどう わかこ)	関西福祉科学大学 子ども社会福祉学科教授	児童福祉 (学識経験者)	1期目
4	大西 雅裕 (おおにし まさひろ)	神戸女子大学文学部 教育学科教授	児童福祉 (学識経験者)	1期目
5	栴山 佐由里 (かばやま さゆり)	枚方市小学校長会	学校教育	1期目
6	後閑 容子 (ごかん ようこ)	摂南大学看護学部教授	社会教育 (学識経験者)	1期目
7	代田 盛一郎 (だいた せいいちろう)	大阪健康福祉短期大学准教授	社会教育 (学識経験者)	1期目
8	蔦田 夏 (つただ なつ)	NPO法人関西こども文化協会	児童福祉	1期目
9	中口 武 (なかぐち たけし)	枚方市コミュニティ連絡協議会	地域コミュニティ	1期目
10	藤原 一鶴 (ふじわら もとつる)	枚方市PTA協議会	社会教育 (関係団体を代表する者)	1期目
11	横山 亜津子 (よこやま あつこ)	枚方市民生委員児童委員協議会 (主任児童委員連絡会)	児童福祉 (関係団体を代表する者)	1期目

※50音順に表記しています。

臨時代理第8号

職員の定年前早期退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

平成29年9月19日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

平成29年9月30日付け定年前早期退職

所 属	職 氏 名
東香里小学校 主任	技術職員 岡本 智子

議案第12号

枚方市就学援助規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成29年9月26日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市就学援助規則の一部を改正する規則

枚方市就学援助規則（昭和54年枚方市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童生徒」の次に「及び就学予定者」を加える。

第2条第1項中「又は中学校」を「、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程」に改め、同条第2項中「児童生徒」の次に「又は就学予定者」を加え、「後見人」を「未成年後見人」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 この規則において「就学予定者」とは、本市区域内に住所を有し、かつ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち、学校教育法第17条第1項の規定により就学させるべき者に該当する者をいう。

第4条第1項中「児童生徒」の次に「が枚方市立の小学校又は中学校に在学している場合にあつては、当該児童生徒」を加え、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、小学校入学準備金に係る申請は、入学する年度の前年度の1月末日までに行わなければならない。

第6条第1項中「就学援助」を「児童生徒の保護者に対する就学援助」に改め、第3号を次のように改める。

(3) 小学校新入学学用品費

第6条第1項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 中学校新入学学用品費

第6条第1項中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 小学校給食費

(10) 中学校給食費

第6条第4項中「第1項第10号に規定する費用についての」を「小学校入学準備金に係る」、「就学援助を」を「就学援助（これに相当すると認める生活扶助及び転入前の市区町村における援助を含む。）を」に、「生徒」を「児童生徒」に、「同項の」を「第1項の」に、「規定する」を「掲げる」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「要保護者のうち、」を削り、「同項第5号」を「同項第6号」に、「第9号に規定する」を「第11号に掲げる」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 就学予定者の保護者（生活保護法第12条に規定する生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けている保護者を除く。）に対する就学援助は、当該就学予定者の就学に際して保護者が負担すべき小学校入学準備金の範囲内において行うものとする。

第6条に次の1項を加える。

6 前項の規定は、中学校入学準備金について準用する。この場合において、同項中「同項第3号」とあるのは、「同項第4号」と読み替えるものとする。



第7条第1項中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、「第3項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「前条第1項第8号」を「前条第1項第10号」に改め、「（受給者が既に支払った費用の額を除く。）及び同項第9号に掲げる費用に係る就学援助費」を削り、「行う」を「行うことができる」に改める。

第7条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前条第1項第11号に掲げる費用に係る就学援助費の支給は、受給者が支払うべき者に直接支払う方法により行う。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によつて就学が困難な児童生徒及び<u>就学予定者の保護者</u>に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において「児童生徒」とは、本市区域内に住所を有し、かつ、<u>小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在学する者</u>をいう。</p> <p>2 <u>この規則において「就学予定者」とは、本市区域内に住所を有し、かつ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち、学校教育法第17条第1項の規定により就学させるべき者に該当する者</u>をいう。</p> <p>3 この規則において「保護者」とは、児童生徒又は<u>就学予定者</u>に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、<u>未成年後見人</u>）をいう。</p> <p>(受給の対象)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(受給の申請)</p> <p>第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度、所定の就学援助費受給申請書に必要な書類を添付し、児童生徒が<u>枚方市立の小学校又は中学校に在学している場合</u>にあつては、<u>当該児童生徒の在学する学校の校長</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によつて就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において「児童生徒」とは、本市区域内に住所を有し、かつ、<u>小学校又は中学校に在学する者</u>をいう。</p> <p>2 この規則において「保護者」とは、児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、<u>後見人</u>）をいう。</p> <p>(受給の対象)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(受給の申請)</p> <p>第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度、所定の就学援助費受給申請書に必要な書類を添付し、児童生徒の在学する学校の校長（以下「校長」という。）を経て、教育委員会に申請しなければならない。</p>

<p>長（以下「校長」という。）を経て、教育委員会に申請しなければならぬ。ただし、校長を経由し難い事由がある場合は、教育委員会に直接申請することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定による申請は、当該年度の2月末日までに行わなければならない。ただし、<u>小学校入学準備金に係る申請は、入学する年度の前年度の1月末日までに行わなければならない。</u></p> <p>(受給者の認定及び通知) 第5条 [略]</p> <p>(援助の種類等) 第6条 <u>児童生徒の保護者に対する就学援助は、児童生徒の就学に際して保護者が負担すべき次に掲げる費用の範囲内において行うものとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>小学校新入学用品費</u></p> <p>(4) <u>中学校新入学用品費</u></p> <p>(5) 校外活動費</p> <p>(6) 修学旅行費</p> <p>(7) 通学費</p> <p>(8) 実験実習見学費</p> <p>(9) <u>小学校給食費</u></p> <p>(10) <u>中学校給食費</u></p> <p>(11) 医療費</p> <p>(12) 中学校入学準備金</p>	<p>ただし、校長を経由し難い事由がある場合は、教育委員会に直接申請することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定による申請は、当該年度の2月末日までに行わなければならない。</p> <p>(受給者の認定及び通知) 第5条 [略]</p> <p>(援助の種類等) 第6条 <u>就学援助は、児童生徒の就学に際して保護者が負担すべき次に掲げる費用の範囲内において行うものとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>新入学児童生徒学用品費</u></p> <p>(4) 校外活動費</p> <p>(5) 修学旅行費</p> <p>(6) 通学費</p> <p>(7) 実験実習見学費</p> <p>(8) <u>学校給食費</u></p> <p>(9) 医療費</p> <p>(10) 中学校入学準備金</p>
---	--

<p>2. <u>就学予定者の保護者（生活保護法第12条に規定する生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けている保護者を除く。）に対する就学援助は、当該就学予定者の就学に際して保護者が負担すべき小学校入学準備金の範囲内において行うものとする。</u></p> <p>3. [略]</p> <p>4. <u>生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている保護者に対する就学援助の種類は、第1項の規定にかかわらず、<u>同項第6号及び第11号に掲げるものに限るものとする。</u></u></p> <p>5. <u>小学校入学準備金に係る就学援助（これに相当すると認める生活扶助及び転入前の市区町村における援助を含む。）を受けた保護者に対するその児童生徒に係る就学援助の種類は、<u>第1項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げるものを除くものとする。</u></u></p> <p>6. <u>前項の規定は、<u>中学校入学準備金について準用する。この場合において、同項中「同項第3号」とあるのは、「同項第4号」と読み替えるものとする。</u></u></p>	<p>(支給の方法)</p> <p>第7条 <u>前条第3項の規定により定められた支給額（以下「就学援助費」という。）は、<u>第3項及び第4項の規定によるものを除き、口座振込みの方法により受給者に支給する。</u></u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前条第1項第10号に掲げる費用に係る就学援助費の支給は、<u>受給者が支払うべき者に直接支払う方法により行うことができる。</u></u></p> <p>4 <u>前条第1項第11号に掲げる費用に係る就学援助費の支給は、<u>受給者が</u></u></p>
<p>2. [略]</p> <p>3. <u>要保護者のうち、<u>生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている保護者に対する就学援助の種類は、<u>第1項の規定にかかわらず、同項第5号及び第9号に規定するものに限るものとする。</u></u></u></p> <p>4. <u>第1項第10号に規定する費用についての就学援助を受けた保護者に対するその生徒に係る就学援助の種類は、<u>同項の規定にかかわらず、同項第3号に規定するものを除くものとする。</u></u></p>	<p>(支給の方法)</p> <p>第7条 <u>前条第2項の規定により定められた支給額（以下「就学援助費」という。）は、<u>第3項の規定によるものを除き、口座振込みの方法により受給者に支給する。</u></u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前条第1項第8号に掲げる費用に係る就学援助費（<u>受給者が既に支払った費用の額を除く。</u>）及び同項第9号に掲げる費用に係る就学援助費の支給は、<u>受給者が支払うべき者に直接支払う方法により行う。</u></u></p>

5 [略]  
支払うべき者に直接支払う方法により行う。

4 [略]

議案第13号

学校教育法附則第9条等の規定による平成30年度使用教科用図書の採択について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第14号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成29年9月26日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

1. 小学校拡大教科用図書（平成 30 年度使用）

（1）第 4 学年用 <小倉小学校 第 4 学年 支援学級>

種 目	原本教科書 発行者略称	書 名	Pt	発行者名
道 徳	東 書	新しい どうとく 4 (道徳 431) 拡大版	22	東京書籍 株式会社

備考 上記 1 種目の第 4 学年用の拡大教科用図書を給与するため、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書として採択する。

議案第 14 号

児童の放課後対策審議会への諮問について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第16号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 26 日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 諮問先

児童の放課後対策審議会

2. 諮問事項

児童の放課後対策に関する基本計画の策定について





社教社第 号  
平成29年 月 日

児童の放課後対策審議会  
会長 様

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

## 諮 問 書

児童の放課後対策を総合的かつ計画的に推進していくため、次に掲げる事項について、貴審議会の意見をいただきたく、別紙理由を添えて諮問します。

### 諮問事項

児童の放課後対策に関する基本計画の策定について

<別紙>

(理由)

少子化や核家族化の進行、家庭と地域とのつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、子どもや家庭をとりまく環境が大きく変化している中で、本市においては、『子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方』を基本理念とする「枚方市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定しました。この計画において、子どもの生きる力と個性を育み、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを進めるとともに、一人ひとりの子どもをひとりの人間として、子どもが持つ権利や自由を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考慮してまちづくりを進めることを掲げ、妊娠・出産からの切れ目のない子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に展開してきています。

しかしながら、就学前から継続して就労する保護者や小学生児童の安全確保のため保育を必要とする保護者の増加等に伴い、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室事業）については、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」策定時の推計値（量の見込み）を上回っていることから、目標事業量（確保方策）の見直しも必要となってきました。

また、国においても「放課後子ども総合プラン」において、次代を担う人材を育成するため、共働き家庭やひとり親家庭等の児童を含めた全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごす取り組みの整備が求められています。

さらに、子どもの生活実態などの変化に伴い、子どもの成長に必要な要素であると言われる、異年齢の集団を含む仲間、自由で自主的な子どもの時間、安全に自由に遊べる空間、いわゆる3間の減少などが危惧されています。

こうした現状や課題を踏まえ、本市の実情に即した児童の放課後環境のさらなる整備を図るなど、児童の放課後対策の総合的かつ計画的な取り組みを推進するため、児童の放課後対策に関する基本計画の策定をめざすものです。